

介護サポートセンター カセスル

居宅介護支援および介護予防支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社 CoNoHa が開設する介護サポートセンター カセスル（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業および指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護支援および介護予防支援業務を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）事業の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮して行う。
- （2）事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じ、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （3）事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- （4）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 介護サポートセンター カセスル
- （2） 所在地 長崎県西海市西彼町喰場郷132番地8

（職員の職種、員数及び職務内容）

0 第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 主任介護支援専門員 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援および介護予防支援の提供に当たるものとする。

- （2）介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援および介護予防支援の提供に当たるものとする。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 時間外及び休日であっても電話等で24時間連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援および介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援および介護予防支援の提供方法・内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- (1) 利用申込者又はその家族に対し、当該運営規程の概要、及びその他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を文書交付により事前説明し、同意を得る。
- (2) 居宅サービス計画および介護予防支援計画が利用者の希望を基礎として作成されるものである事等を説明し、理解を得る。
- (3) 利用者又はその家族の相談を受ける場合、及び指定居宅サービス、介護予防サービス等の担当者を招集して「サービス担当者会議」を開催する場合は、利用者の自宅もしくは事業所内の相談室等で、利用者が安心して話ができ、秘密漏洩の防止に対し配慮された場所で行なう。
- (4) 居宅サービス計画および介護予防支援計画作成にあたっては、初回訪問による調査以降解決すべき課題を十分に把握しつつ、課題分析表を用い適切な方法で行なう。
- (5) 介護支援専門員の利用者宅訪問は、初回訪問時及びサービス実施状況把握等の目的で1月に1回以上行なうものとし、その他必要に応じて適宜行ない利用者の便宜を図る。
- (6) 介護支援専門員1人当たりの担当利用者数は44件（ただし要支援者数は3分の1換算）を上限とする。
- (7) 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてから、おおむね片道1kmごとに20円を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、西海市とする。ただし離島（江島、平島、松島）を除く。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこなう。

（苦情・ハラスメント処理）

第9条 事業所は、自ら提供した事業又は自らが居宅サービス計画、介護予防支援計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情・ハラスメントの訴えを受けた場合は、当該苦情・ハラスメントの内容等を記録するものとする。

3 事業所は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、適切な改善を行うものとする。

4 事業所は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

5 事業所は、自らが居宅サービス計画、介護予防支援計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関し、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等防止のため次の処置を講ずるものとする。

（1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

（3）その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（事業継続計画）

第11条 業務継続計画（BCP）の策定等に当たって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援および介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修および訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第12条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、従業者の勤務体制を定め、また、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を適宜設ける。

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業所は、その為に必要な措置を講じる。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者と

の雇用契約の内容とするものとする。

- 4 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、合同会社 CoNoHa と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。